

観光アンバサダーを起用した発地型観光ガイドブック制作業務 企画提案募集要領

本規定は、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、すぐれた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を、観光アンバサダーを活用した発地型観光ガイドブック制作業務を委託する事業者として選定するために必要な事項を定めるものである。

第1項 募集事項

（1）案件名

観光アンバサダーを起用した発地型観光ガイドブック制作業務

（2）事業目的

サンドウィッチマンのお二人には、その抜群の知名度を活かし、仙台観光アンバサダーとして本市の魅力を発信していただくとともに、観光プロモーション用のポスターや等身大パネル、観光プロモーション動画にご出演いただき、本市の観光地としての認知度向上のための活動をしていただいている。

「発地型」の観光プロモーションでの活用等を想定し、サンドウィッチマンのお二人を起用した観光ガイドブックおよびポスター・等身大パネルなどのプロモーション素材を制作することにより本市の魅力を広く発信し、誘客促進することを目的とする。

（3）契約期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金曜日）まで

（4）委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

（5）契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、優れた提案内容及び受託能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

（6）業務内容

仕様書のとおり

第2項 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者（※）でないこと

※具体的には、次に掲げる者をいう。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

（2）営業に関し、関係法令に基づく許可や登録等を受けていること

（3）仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと

- (4) 消費税及び地方消費税についての滞納の無いこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

第3項 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年4月18日（金曜日） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年4月22日（火曜日）15時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和7年4月24日（木曜日） |
| (4) 参加表明書及び企画提案書類の提出期限 | 令和7年5月2日（金曜日）15時 |
| (6) 企画提案書類の選考（審査会開催） | 令和7年5月13日（火曜日） |
| (7) 企画提案書類の選考結果の通知（予定） | 令和7年5月14日（水曜日）午後 |

第4項 応募にあたっての質問および回答

- (1) 受付期限
令和7年4月22日（火曜日）15時まで
- (2) 受付方法
質問事項等を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の方式での提出は認めない。また、電子メールを送信後、電話で下記提出先へメール受信について確認すること。
- (3) 提出先
仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課 担当：梶賀（かじか）
電子メール：仙台市観光戦略課<kei008020@city.sendai.jp>
確認の電話：022-214-3018（内線3690）
- (4) 回答方法
回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年4月24日（木曜日）に、仙台市ホームページにて公表することとし、個別の回答は行わない。

第5項 参加表明書及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年5月2日（金曜日）15時まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送（書留郵便）又は持参の方式により、確実に受け取りを確認できるようにすること。なお、期限を過ぎてからの追加提出は受け付けられないため、各事業者において提出前に不足がないか必ず確認をすること（持参した場合に、本市職員が窓口等で内容を確認することはしない）。
- (3) 提出先
〒980-8671
仙台市青葉区国分町3丁目7-1（仙台市役所4階）
仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課 担当：梶賀

（４）提出書類

- ①参加表明書（様式第２号）１部
- ②応募申込書（様式第３号）１部
- ③企画提案書 ６部

A４判にて作成し１５ページ以内に収めること。様式は任意とする。

ア）企画提案書に記載する事項

なお、仕様書（案）に基づき、以下の事項については必ず記載すること。

a）業務実施方針

単なる理念的なものとならぬよう、業務遂行上で生じた懸念事項を解決するための明確なものとする。

b）基本コンセプト

発地型観光ガイドブックとして、どのような特長を持たせるのかについての考えについての説明を加えること。

c）ページ割付のイメージ及び説明

誌面構成についておおまかに把握できるようなラフ案を作成するとともに、仕様書の対応箇所を明示する形で、各ページに定める事業者の考え等の説明文を記載すること。

d）実施体制

人員配置の考え方がわかる体制図や業務分担表等を提出すること。

e）実施スケジュール

本業務の工程を示したフローチャート等を示すこと。

f）経費見積書

業務内容ごとに経費の内訳を明示すること。また、本業務に係る見積書とは別に「増刷時の費用がわかる見積書」も提出すること。

g）同種業務の実績（任意）

過去に制作したガイドブック等の実績をまとめた資料等を提出してもよい。

イ）留意事項

a）費用見積もりについては、第１項（４）に掲げる委託上限額を上回らないこと。

b）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。提出期限後の提出及び再提出は認めない。

c）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。

d）提出された企画提案書は、返却しない。

e）提出された企画提案書は、本件選定以外の用途には使用しない。

④成果物イメージ ６部

③の企画提案書の内容を反映し、仕上がりのイメージが湧くようなイメージ（ラフ案）を提案すること。

⑤会社概要（任意様式） ６部

⑥市税の滞納がないことの証明書 1部

※「市税の滞納がないことの証明書」は、各区役所税務会計課や各総合支所税務住民課の窓口にて取得してください。

⑦消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※所在地（納税地）を管轄する税務署の窓口にて取得してください。

第6項 業務委託候補者の選考

（1）審査方法

審査及び受託候補者の選定は、「観光アンバサダーを起用した発地型観光ガイドブック制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して受託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査にて審査委員会に参加する事業者を選定する。

（2）評価ポイント

①業務実施の方向性及び全体計画（10点）

- ・本事業を実施する理由や事業目的に対する理解や考え方が適切か。
- ・業務実施の方向性や業務の流れ、スケジュールは適切か。

②ガイドブックの構成内容（20点）

- ・ターゲットの設定および設定したターゲットへの訴求方法は適切か。
- ・本市への来訪を促すような誌面構成となっているか。

③記事の構成（20点）

- ・仙台市の観光戦略を理解し意識した記事の構成をしているか。
- ・誰もが読みやすく、また、写真の美しさが伝わるようなデザインとなっているか。

④観光スポット等の紹介（20点）

- ・本市への旅行について、興味関心を喚起できるようなものになっているか。
- ・読者の自主的な情報収集につなげる仕掛けを盛り込んでいるか。

⑤独自提案（15点）

- ・観光アンバサダーを起用する趣旨を理解し、効果的な活用をしているか。
- ・事業者独自の提案内容は、効果的かつ現実的なものであるか。

⑥業務の実施体制（15点）

- ・事業者の実施体制や業務分担及び過去の実績は適切か。
- ・提案内容と見積書の整合性が取れており、見積書の内容が合理的かつ経済的か。

第7項 審査委員会

（1）日時

令和7年5月13日（火）の9時から（予定）

※個別の時間は、令和7年5月7日（水）以降に通知予定。

（2）会場

仙台市役所本庁舎4階「文化観光局第1会議室」

(3) 審査委員

審査委員長	文化観光局部長	高橋 みちる
審査委員	文化観光局観光交流部観光戦略課長	日下 和彦
	文化観光局観光交流部観光戦略課企画調整担当課長	渡辺 宗太

(4) 審査会の流れ及び注意点について

- ①提案者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1 者につき内容の説明は 10 分以内、質疑応答は 10 分以内とする。なお、提案者からの出席は 3 名まで認める。
- ②事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料等の配布は認めない。
- ③審査委員会を正当な理由なく欠席した場合は、提案を無効とする。ただし、審査委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

第 8 項 選定結果の通知

選定結果については、令和 7 年 5 月 14 日（水曜日）に電子メール又は電話で知らせる。また、同日、文書による結果通知を発送する。

なお、非特定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く）に、観光戦略課あてに任意の様式により書面で問い合わせを行うこと。その場合、観光戦略課で受理した翌日から起算して閉庁日を除く 10 日以内に、書面により回答する。